

令和7年度入札・契約制度改善内容

【審議会諮問事項】

1 建設工事の総合評価落札方式における評価項目の見直し ・災害対応等に係る貢献度の評価

土木一式、建築一式、舗装又は管工事の場合に設定している評価項目「災害対応等の実績」について、次のとおり見直しを行う。

- (1) 災害協定・家畜伝染病支援協定について、県との協定締結をもって評価する。
- (2) 災害協定に基づく応急対策業務又は家畜伝染病支援協定に基づく支援活動業務の実績を別項目とし、それぞれ出動のため待機した場合でも、「準備体制の構築等」として評価する。
- (3) 訓練パトロールへの参加実績と災害ボランティア活動の実績の項目を統合し、評価対象期間を「過去2か年度」から「過去1か年度」に短縮する。

※上記見直しにあわせて、評価項目を「災害対応等への協力体制及び実績」に改める。

【改善案】

〔工種が土木一式、建築一式、舗装及び管の場合〕 ※管も同一項目とする。

協定の締結をもって評価

評価項目	評価内容	評価基準	配点
災害対応等への協力体制及び実績	県と災害協定又は家畜伝染病支援協定の締結及び過去2か年度の協定に基づく協力要請への対応、過去1か年度の災害協定に基づく訓練パトロールへの参加実績又は災害ボランティア活動の実績	次の①～④までの全てに該当あり	16
		①災害協定又は家畜伝染病支援協定の締結	
		②災害協定に基づく対応	
		③家畜伝染病支援協定に基づく対応	
		④災害協定に基づく訓練パトロールへの参加実績又は災害ボランティア活動の実績	
上記①～④までのいずれか3つに該当あり	12		
上記①～④までのいずれか2つに該当あり	8		
上記①～④までのいずれかに該当あり	4		
	上記以外	0	

評価対象期間を現行の「過去2か年度」から「過去1か年度」に短縮

訓練パトロールへの参加実績と災害ボランティア活動の実績の項目を統合

災害協定・家畜伝染病支援協定について、加点対象としていた活動実績を協定に基づく「対応」に変更するとともに、別項目とする。

《改善理由》

県との協定に基づく災害対応等の準備に相応の負担を要している業者を適正に評価するとともに、受入数に限りのある災害ボランティア活動における一部業者の持ち点化を防ぐことにより、入札における一層の公平性の確保と競争性の向上を図るため。

《適用時期》

令和7年6月以降に入札公告を行う工事から適用

【現 行】

[工種が土木一式、建築一式、舗装の場合]

評価項目	評価内容	評価基準	配点
災害対応等の実績	過去2か年度の災害協定等に基づく応急対策業務、支援活動業務及び災害ボランティア活動の実績並びに過去2か年度の災害協定に基づく訓練パトロールへの参加実績	次の①～③までの全ての実績あり ①応急対策業務又は支援活動業務 ②災害ボランティア活動の実績 ③2回以上の訓練パトロールへの参加実績	15
		次の①～③までのいずれか2つの実績あり ①応急対策業務又は支援活動業務 ②災害ボランティア活動の実績 ③2回以上の訓練パトロールへの参加実績	10
		次の①～③までのいずれかの実績あり ①応急対策業務又は支援活動業務 ②災害ボランティア活動の実績 ③2回以上の訓練パトロールへの参加実績	5
		上記以外	0

[工種が管の場合]

評価項目	評価内容	評価基準	配点
災害対応等の実績	過去2か年度の災害協定等に基づく応急対策業務、支援活動業務及び災害ボランティア活動の実績	次の①、②いずれも実績あり ①応急対策業務又は支援活動業務 ②災害ボランティア活動の実績	10
		次の①、②いずれかの実績あり ①応急対策業務又は支援活動業務 ②災害ボランティア活動の実績	5
		上記以外	0

2 ランダム係数の導入

調査基準価格（最低制限価格）の算出に当たり、ランダム係数を新たに導入する。

● 調査基準価格（最低制限価格）の算出方法

$$\begin{array}{l} \text{調査基準基本価格}^{\ast 1} \\ \text{（最低制限基本価格）} \end{array} \times \text{ランダム係数} = \begin{array}{l} \text{調査基準価格}^{\ast 2} \\ \text{（最低制限価格）} \end{array}$$

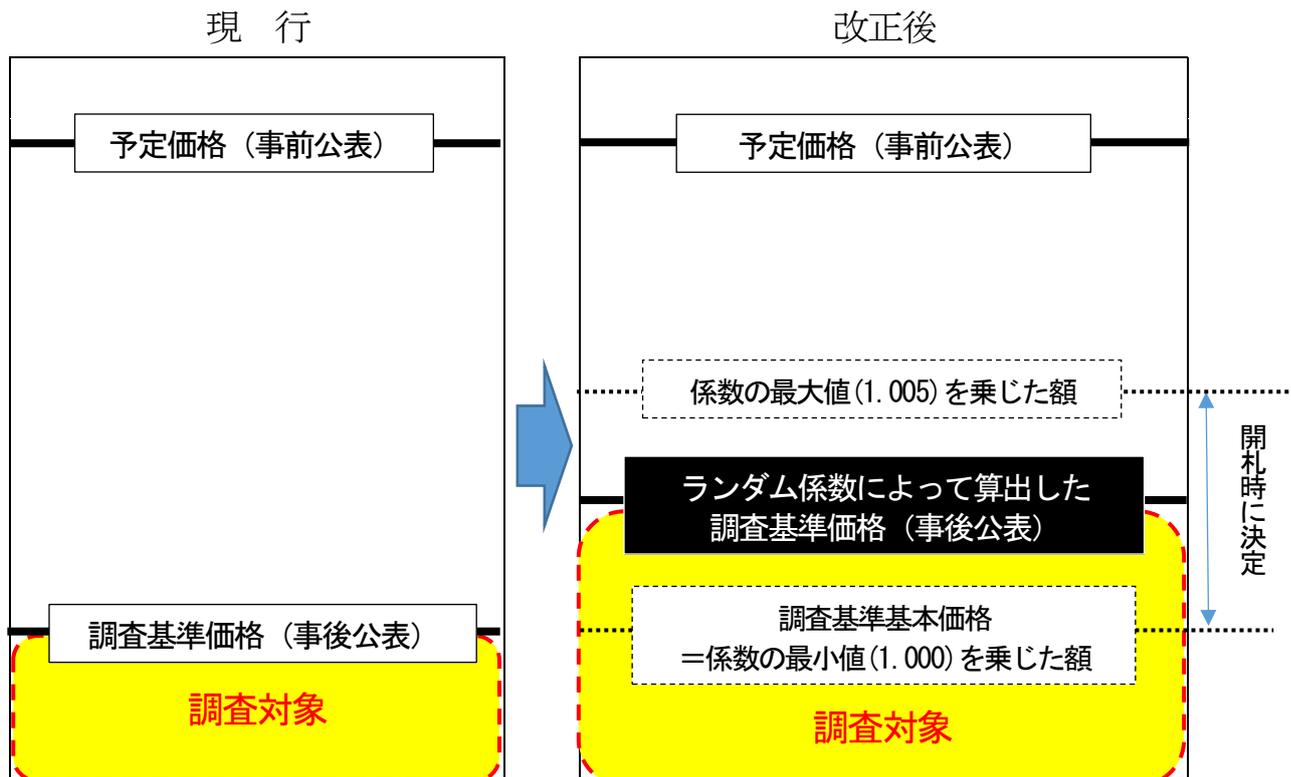
※1 現行の調査基準価格（最低制限価格）

※2 1円未満の端数は切捨て

● ランダム係数の値

開札時に電子入札システムが自動的に算出する 1.000～1.005 までの無作為の数字。（0.0%～0.5%の変動率）

● イメージ図（低入札価格調査制度の場合）



《改善理由》

開札時までの間、調査基準価格（最低制限価格）を誰も知り得ない仕組みを構築することによって、入札の透明性や公正性の確保を図るため。

《適用時期》

令和7年6月以降に入札公告等を行う工事及び業務から適用

3 建設工事関連業務における「総合評価落札方式」の試行導入

建設工事関連業務において「総合評価落札方式」を試行する。

(当面は、土木部発注かつ設計金額3,000万円以上の高度な技術力を要する土木関係コンサルタント業務に限定)

● 総合評価落札方式における入札参加資格及び総合評価の方法について

<入札参加資格>

同種又は類似の業務実績を有する者であること。なお、同種業務の実績を有している県内業者が一定数見込まれる場合は愛媛県内に本店を有する者であることとし、これ以外の場合は本店所在地を愛媛県内に限定しない。

<総合評価の方法>

(1) 評価値の算定方法

評価値＝技術評価点＋価格評価点＋低入札に対する評価

(2) 落札者の決定方法

評価値が最も高い者を落札者とする。

(3) 技術評価点の算定方法

技術評価点＝(技術評価点の配分点) × (技術評価の得点合計) / (技術評価の配点合計) [少数4位止め(5位切り捨て)]

なお、技術評価点の配分点は、50点とする。

(4) 技術評価項目

評価項目の設定は、次のとおりとする。

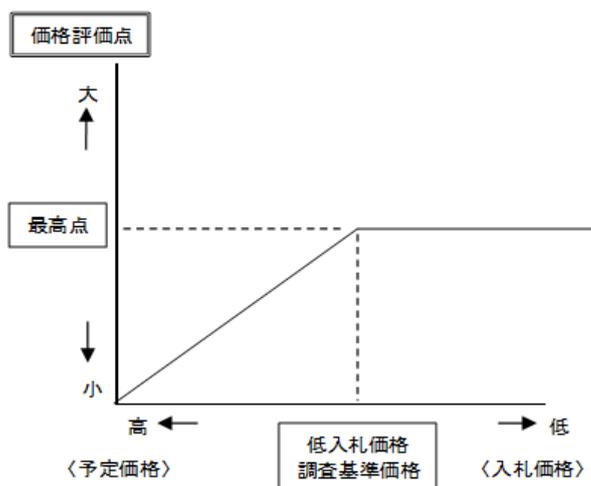
		評価項目	評価内容	配点
企業の評価		①同種・類似業務の実績	過去10か年度の同種・類似業務の実績	5
		②常駐技術者数	県内の常駐技術者数	5
		③業務成績評定点	過去3か年度の業務成績評定平均点	5
		④災害時の活動体制	県と災害協定を締結している団体への加入	5
		⑤地域精通度	県内本店・支店等の所在の有無	10
		⑥公共土木施設愛護事業への参加実績	過去2か年度における参加実績	5
配置予定 技術者	管理技術者	⑦保有資格	技術士、RCCMの資格の有無	10
		⑧同種・類似業務の実績	過去10か年度の同種・類似業務の実績	5
		⑨手持ち業務	手持ち業務件数	5
	照査技術者	⑩保有資格	技術士、RCCMの資格の有無	5
		⑪同種・類似業務の実績	過去10か年度の同種・類似業務の実績	5
技術評価の配点合計				65

(5) 価格評価点の算定方法

$$\text{価格評価点} = (\text{価格評価点の配分点}) \times (\text{予定価格} - \text{入札価格}) / (\text{予定価格} - \text{調査基準価格}) \quad [\text{少数4位止め(5位切り捨て)}]$$

なお、価格評価点の配分点は、50点とする。

ただし、入札価格が低入札価格調査基準価格を下回る場合の価格評価点は、入札価格に係わらず一定とする。



(6) 低入札に対する評価

低入札に対する評価は次のとおりとする。

評価基準	配点
応札歴なし	0
本業務で調査基準価格を下回る応札	-5
対象期間に調査基準価格又は最低制限価格を下回る応札歴あり	-5

低入札に対する評価の対象期間は次のとおりとする。

入札公告日の 属する月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
対象期間	前年度 10~12月	前年度 1~3月		4~6月			7~9月		10~12月			

《改善理由》

価格に加え技術力等を評価する総合評価落札方式の導入により、県内外企業間の競争が高まり、企業の技術力や成果の品質向上を図るため。

《適用時期》

令和7年6月以降に入札公告を行う業務から適用

【審議会報告事項】

1 入札・契約制度の特例措置〔入札不調対策〕の継続

(1) 主任技術者の兼任要件の緩和（建設業法施行令第27条第2項の取扱い）

※建設業法に基づき専任を要する4,500万円（建築9,000万円）以上の工事
工事現場の相互の間隔が10km以内の近接した場所において同一の建設業者
が施工する2件の工事については兼任を認める。（平成26年2月3日付け国土交通省
通知参照）

(2) 現場代理人に係る緩和

① 常駐義務の緩和

全ての工事がア又はイいずれか（同時適用は不可）の要件に該当する場合、
現場代理人の兼任を認める。ただし、本県発注工事以外の工事との兼任は、
該当する発注機関の承諾がある場合に限る。

なお、本県発注の年間維持工事等と別工事の現場間の距離が、いずれも最
短30分以内^(注)又は同一建設部・土木事務所管内の範囲である場合、現場代
理人の常駐義務の緩和の可否を判断するにあたり、年間維持工事等1件まで
は、兼任件数に含めないことができるものとする。（注）1つの工事に現場が複数
ある場合も同様

ア 以下の要件を全て満たす場合

(ア) 設計金額

4,500万円未満（建築9,000万円）

(イ) 件数

3件以内（県工事以外の工事と兼任する場合は2件まで）

(ウ) 現場間の距離

最短30分以内又は同一建設部・土木事務所管内

イ 建設業法施行令第27条第2項の規定により主任技術者の兼任が認めら
れた工事は、2件まで兼任を認める。

② 現場代理人変更時の雇用要件の緩和

変更日の前日以前に直接的雇用関係があること。（本則：3か月以上）

(3) 入札者数の取扱いの緩和

全ての入札（工事及び建設工事関連業務）について、1者応札を有効とする。

(4) 相指名業者への下請制限の緩和

受注者からの申請により、同一の入札参加者への下請を原則承認する。

《継続理由》

公共投資予算の増大（国土強靱化5か年計画加速化対策等）に伴い、建設業
者の手持ち工事量の増加や技術者等の不足が続くことが見込まれるため。

《適用時期》

令和7年4月1日以降に入札公告等を行う工事から適用（継続）

2 建設工事関連業務におけるダンピング対策の強化

総合評価落札方式の導入にあわせて、建設工事関連業務における調査基準価格(最低制限価格)の算定式を国と同様の基準となるよう見直しを行う。

算定式		適用範囲 (現行通り)
現行	見直し後	
以下の合計に1.1を乗じた額	以下の合計に1.1を乗じた額	
【測量業務】	【測量業務】	
直接測量費 ×1.00	直接測量費 ×1.00	予定価格の 6/10～8.2/10
測量調査費 ×1.00	測量調査費 ×1.00	
諸経費 × <u>0.40</u>	諸経費 × <u>0.50</u>	
【建築関係コンサルタント】	【建築関係コンサルタント】	
直接人件費 ×1.00	直接人件費 ×1.00	予定価格の 6/10～8.1/10
特別経費 ×1.00	特別経費 ×1.00	
技術料等経費 × <u>0.50</u>	技術料等経費 × <u>0.60</u>	
諸経費 × <u>0.50</u>	諸経費 × <u>0.60</u>	
【土木関係コンサルタント】	【土木関係コンサルタント】	
直接人件費 ×1.00	直接人件費 ×1.00	予定価格の 6/10～8.1/10
直接経費 ×1.00	直接経費 ×1.00	
その他原価 × <u>0.70</u>	その他原価 × <u>0.90</u>	
一般管理費等 × <u>0.45</u>	一般管理費等 × <u>0.50</u>	
【地質調査業務】	【地質調査業務】	
直接調査費 ×1.00	直接調査費 ×1.00	予定価格の 2/3～8.5/10
間接調査費 × <u>1.00</u>	間接調査費 × <u>0.90</u>	
解析等調査業務費 × <u>0.75</u>	解析等調査業務費 × <u>0.80</u>	
諸経費 × <u>0.40</u>	諸経費 × <u>0.50</u>	
【補償関係コンサルタント】	【補償関係コンサルタント】	
直接人件費 ×1.00	直接人件費 ×1.00	予定価格の 6/10～8.1/10
直接経費 ×1.00	直接経費 ×1.00	
その他原価 × <u>0.70</u>	その他原価 × <u>0.90</u>	
一般管理費等 × <u>0.45</u>	一般管理費等 × <u>0.50</u>	

《改善理由》

業務成果品の品質確保や、企業の適正な利潤確保を図るため。

《適用時期》

令和7年6月以降に入札公告等を行う業務から適用

【その他事務改善事項】

1 建設工事の総合評価落札方式における評価項目の見直し

・「生産性向上の取組（ICTの活用）」の見直し

「生産性向上の取組（ICTの活用）※」の評価基準を、4分類（「ICT全面活用：10点」「ICT部分活用：5点」「その他のICT活用：3点」「活用しない：0点」）から3分類（「ICT全面活用又は部分活用：10点」「その他のICT活用：3点」「活用しない：0点」）に見直す。

※土木一式工事における施工計画型及び設計金額1億円以上の実績確認型（いずれも、県内業者の参加が見込まれるものに限る。）の場合に設定

【現行】

評価内容	評価基準	配点
当該工事で実施する生産性向上の取組（ICTの活用）を評価	施工プロセスの全てでICTを活用（ICT全面活用）	10
	施工プロセスの一部でICTを活用（ICT部分活用）	5
	その他のICTを活用	3
	いずれも活用しない	0



「ICT全面活用」と「ICT部分活用」を統合

【改正案】

評価内容	評価基準	配点
当該工事で実施する生産性向上の取組（ICTの活用）を評価	施工プロセスの全て又は一部でICTを活用（ICT全面活用又は部分活用）	10
	その他のICTを活用	3
	いずれも活用しない	0

「施工プロセス」：①3次元起工測量、②3次元設計データ作成、③ICT建設機械による施工、④3次元出来形管理等の施工管理、⑤3次元データの納品

「ICT全面活用」：施工プロセス①～⑤を全て実施

「ICT部分活用」：施工プロセス①②③⑤又は①②④⑤の組合せで実施

《改善理由》

ICT全面活用と部分活用を同一評価とすることによって、受発注者双方の事務負担※を軽減するとともに、ICTの活用に対する受注者の取組意欲を高め、普及促進を図るため。

※入札者が記載するICT活用工種について、具体的な活用範囲が不明な場合があり、その都度別途聞き取りや追加資料の請求が必要となっている。

《適用時期》

時期未定（令和7年度中の適用開始（目標））

2 評価項目「若手技術者等の育成」における技術者を配置できなくなった場合の取扱いの見直し

建設工事における総合評価落札方式の評価項目である「若手技術者等の育成」について、出産や育児等のやむを得ない理由により、当該工事で配置することとしていた若手技術者等を配置できなくなった場合、工事成績評定点の減点対象外とする。

○簡易型総合評価落札方式における留意事項

評価内容	評価基準	配点
若手技術者等（35歳未満） の現場への配置	30歳未満を担当技術者として配置	5
	35歳未満を担当技術者として配置	4
	30歳未満を現場代理人として配置	2
	35歳未満を現場代理人として配置	1
	上記以外	0

【現行】

- ・当該工事で配置することとしていた 30 歳未満又は 35 歳未満の若手技術者等（担当技術者又は現場代理人）を配置できなくなった場合は、当該工事の工事成績評定点を減点します。

【改正案】

- ・当該工事で配置することとしていた 30 歳未満又は 35 歳未満の若手技術者等（担当技術者又は現場代理人）を配置できなくなった場合で、新たに同等以上の評価基準を満たす技術者等を配置できない場合は、当該工事の工事成績評定点を減点します。ただし、死亡、傷病、出産、育児、介護、退職、受注者の責めによらない契約事項の変更等に伴う場合等、発注者がやむを得ないと認める場合は、減点対象外とします。
- ・やむを得ない理由により当該技術者等を配置できなくなった場合は、本人の同意を得たうえで、その事実が確認できる書類（医師の診断書、妊娠届出書の写し等）を発注者に提出してください。

《改善理由》

担い手不足や従事者の高齢化進行等の問題が顕在化する建設業界において、若手技術者等の雇用は喫緊の課題であり、この取組を促進させるため。

《適用時期》

令和7年4月1日から適用

3 建設工事関連業務における「チャレンジ枠」の試行導入

現在、同種の業務実績を有する業者を選定し指名競争入札を実施している一部の建設工事関連業務において、やる気のある地元企業が入札に参加できるよう、業務実績を大幅に緩和した入札後審査型一般競争入札（チャレンジ枠）を試行する。

【現行】

同種の業務実績を有する業者を選定し、指名競争入札を実施



【見直し後】

以下の要件を満たす業者を対象に入札後審査型一般競争入札を実施

- ① 愛媛県内に本店を有する者であること。
- ② 愛媛県発注の土木関係建設コンサルタント業務の業務実績を有する者であること。
- ③ 業務内容に応じた実績を有する者であること。

※入札参加資格として求める業務実績については、同種業務のみに限定せず、類似業務の実績も含めるなど、業務内容に応じて個別に設定する。

《改善理由》

県下全域で大規模災害が発生した際に、全域で機動的に対応できるよう地域に根ざした企業の技術力向上を図るため。

※まずは、①砂防堰堤詳細設計（ハイダムを除く。）、②橋梁補修設計（RC構造）、③橋梁点検（RC構造）で導入し、業務成績評価結果や、成果物の品質などを分析し、品質確保に問題がなければ試行の対象を拡大予定。

《適用時期》

令和7年6月以降に入札公告を行う業務から適用
（対象業務は、発注者が選定）

4 地域維持型契約方式の年間維持工事等における現場代理人の常駐に係る取扱いの見直し

地域維持型契約方式による年間維持工事及び冬期路面对策工事において、現場作業における責任の所在の明確化を図った上で、現場代理人の常駐義務を緩和する。

○現場代理人の常駐に係る取扱いについて

約款第 10 条第 4 項の規定により常駐が不要となる期間

約款第 10 条第 4 項では、第 2 項の規定にかかわらず、現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、発注者との連絡体制が確保されると認めた場合には、現場代理人の常駐義務を緩和できる旨を規定している。

これにより下記のいずれかに該当する場合は、「現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がない。」ものとして取り扱っている。

【現行】

- ① 現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間
- ② 工事の全部の施工を一時中止している期間
- ③ 橋梁、ポンプ等の工場製作を含む工事で工場製作のみが行われている期間
- ④ 工事現場において作業等が行われていない期間

【改正案】

- ① 現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間
- ② 工事の全部の施工を一時中止している期間
- ③ 橋梁、ポンプ等の工場製作を含む工事で工場製作のみが行われている期間
- ④ 地域維持型契約方式による年間維持工事及び冬期路面对策工事で、代役（構成員（組合方式の場合は一次下請業者）との間に直接的な雇用関係を有する者に限る。）を配置している期間
- ⑤ 工事現場において作業等が行われていない期間

《改善理由》

親会社が配置する現場代理人の負担軽減を図るとともに、緊急時の速やかな作業実施を可能とするため。

《適用時期》

令和 7 年 4 月 1 日から適用